(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、当社とお客さまとの間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(保護預り証券)

- 第2条 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。
 - 2 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預りします。
 - 3 この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法および保管場所)

- 第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。
 - 1 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管等は、別途外部に委託することがあります。
 - 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
 - 3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
 - 4 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

- 第4条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
 - 1 お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
 - 2 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、 同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと。

(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第5条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(共通番号の届出)

第6条 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

- 第6条の2 「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、共通番号等とします。
 - 2 お客さまが、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券および投資証券(以下第22条を除き「株券等」といいます。)にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

(保護預り証券の口座処理)

- 第7条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。
 - 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。
 - 3 保振制度にかかる証券について、お客さまのご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替の手続きを行う場合は、 当社所定の手数料をいただきます。

(担保にかかる処理)

第8条 お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

(お客さまへの連絡事項)

- 第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。
 - 1 名義書換または提供を要する場合には、その期日
 - 2 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
 - 3 最終償還期限
 - 4 残高照合のための報告、ただし、取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
 - 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブ取引(日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イまたは口に該当する取引をいいます。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客さま問合せダイヤルに直接ご連絡ください。

- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客さまからの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(名義書換等の手続きの代行等)

- 第10条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行 使、単元未満株式等の発行者への買取請求、機構への登録済加入者情報開示請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
 - 2 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(償還金等の代理受領)

第11条 保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)または利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(有価証券の受入れ)

第12条 当社は、お客さまより有価証券を保護預りとしてお預りしたときは、当社所定の「受領書」を交付します。

(保護預り証券の返還)

第13条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

- 第14条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。
 - 1 保護預り証券を売却される場合
 - 2 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
 - 3 当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(預り証の回収)

第15条 お客さまは、当社が法律に定める取引残高報告書を交付する方式とした後において、当社から預り証の回収の要請を受けたとき、これに応じるものとします。

(預り証を喪失した場合等の手続き)

- 第16条 「預り証」を喪失または滅失された場合は、直ちにその旨をお申出のうえ、当社所定の「届出書」「念書」その他の書面 に所定の事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつしてご提出ください。この場合、「印鑑証明書」等の書類をご 提出願うことがあります。
 - 2 「預り証」をき損された場合は、き損した「預り証」をご提出のうえ、前項と同様の手続きをしてください。

(保護預り管理料)

第17条 当社は、保護預り口座管理料について所定の料金をいただくことがあります。

(公示催告等の調査等の免除)

第18条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査およびご通知はしません。

(緊急措置)

第18条の2 法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社 は臨機の処置をすることができるものとします。

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第19条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第20条 社振法の施行に伴い、お客さまがこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債または特例外債(以下「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客さまに求められている第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うことならびに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 1 社振法附則第14条(同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含みます。)において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請

- 2 その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。)
- 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- 4 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- 5 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令および機構の業 務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

- 第21条 社振法の施行に伴い、お客さまがこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の 投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、 社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - 1 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと
 - 2 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
 - 3 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
 - 4 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
 - 5 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令および 機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)

- 第22条 当社は、振替法の施行に伴い、お客さまがこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管および振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。)第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第15号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - 1 振替法の施行日(平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。)の14日前の日から施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないことおよびお預りした株券等を返還しないこと
 - 2 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと
 - 3 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
 - 4 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客さまの株券を機構に預託する場合があること
 - この場合、当社は、預託した旨をお客さまに通知すること(お預りしている株券にお客さまの質権が設定されている場合もお客さまに通知すること)
 - 5 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客さまの顧客情報(氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人にかかる事項、その他機構が定める事項。以下同じ。)を機構に通知すること
 - 6 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客さまが他の証券会社 等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
 - 7 お客さまの氏名または名称および住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第 5号の通知の際、その全部または一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
 - 8 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること
 - 9 当社は、お客さまが有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものに限ります。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イおよび口に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびにへからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
 - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等
 - ハ 当社は、お客さまから移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
 - ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客さまより移行申請がなされたものとみなすこと
 - ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の7営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日および機構が必要と 認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
 - 10 当社は、施行日において、機構が定めるところによりお客さまおよびお客さまの預託投資証券(施行日前日に機構が保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。)として取扱うものに限ります。)に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客さままたは当該質権者に係る事項等を記載または記録すること
 - 11 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客さまおよびお客さまの預託優先出資証券(施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。)に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客さままたは当該質権者に係る事項等を記載または記録すること
 - 12 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
 - 13 施行日前において、保護預り株券(機構で保管しているものを除きます。)を返還する場合があること
 - 14 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと
 - 15 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(個人情報等の取扱い)

第23条 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座番号、口座任発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における税務義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入庁法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われるものを除きます。)

(この約款の変更)

第24条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附 則

この約款は、2022年4月1日より適用させていただきます。

以上